

頭城鎮農会について

A study of the Tou Cheng Zhen agricultural association

松田吉郎*
MATSUDA Yoshiro

はじめに

筆者は戦前の頭囀信用購買販売利用組合から戦後の頭城鎮合作社への移行について既に検討し、小論を発表した⁽¹⁾。両稿で扱った時期は1919年～1949年までの時期であった。

本稿は1949年に頭城鎮合作社が頭城鎮農会に改組されてからの同会の事業を検討しようというものである。

キーワード：台湾 頭城鎮 農会

Key words : Taiwan, Tou Cheng Zhen, agricultural association



(頭城鎮農会：2010年1月筆者撮影)

I 頭城鎮農会の沿革

(1) 頭囀信用購買販売利用組合時期

1919年1月に有限責任頭囀信用組合が成立し、最初は信用事業から出発した。1925年に肥料等の購買事業を兼営し、有限責任頭囀信用購買組合になった。1932年に農機具等の利用事業を兼営し、有限責任頭囀信用購買利用組合になった。1934年に対外的信用を得るために有限責任から保証責任に変更した。また、同年米等の販売事業を兼営し、保証責任頭囀信用購買販売利用組合となり、また農業倉庫も兼営した。1944年頭囀庄農業会となり、日本政府が統制する農村機構となり、1945年の終戦を迎えた。

戦後は1945年より林才添が中心となり、合作社組織の

準備を開始し、1946年に台北県頭城郷合作社として再出発した。1948年に台北県頭城鎮合作社と名称変更した。そして1949年より頭城鎮農会として再編成されたのであった⁽²⁾。

以下、合作社時期（1946～49年）から農会時期（1949～1959年）の概要を見てみよう。

(2) 合作社時期

1945年8月、日本が降伏し、台湾が光復した。頭囀庄農業会は林才添等の発起によって改組し、頭城郷合作社の組織を準備された。1946年4月社員代表を選挙し、7月に第一回首次代表大会を開催し、章程・社員代表大会議事規則・建設委員会規程・理監事選挙規定・社員代表選挙規定を制定し、理監事を選挙し、名称を保証責任頭

*兵庫教育大学大学院教育内容・方法開発専攻認識形成系教育コース

平成23年4月22日受理

城郷合作社と定めた。林才添氏が理事主席に任じられ、面目が一新し、陣容を整え、活動を開始した。20世紀は合作の時代であり、11ヵ月後、当時の政府は如何なる国家に関わり無く農業で以って国を立てものであり、台湾省は農民が人口の50%以上を占めおり、また省内には農民の自治機構がなく、未だ農業政策を推行しておらず、且つ農業生産問題を補助・解決しなければならないことに鑑み、特に農会法を頒佈し、法令で現有の合作社を規定し、別に農会を設立した。これにより農会は盛んに生まれ、合作社と並存した⁽³⁾。

(3) 農会時期

1947年10月、合作社第一屆理事主席林才添は郷長に推戴されたことにより理事主席を辞職した。同年同月林錫虎が第二屆理事主席に選任され、三ヶ月あまりを経て、当時の宜蘭県が台北県より独立して県政になり、県下の行政区域の区分をうけた。また、地方人口の増加により頭城の行政等級は郷から鎮にかえられた。本会の名称も「頭城鎮合作社農会」となった。1947年台湾省行政長官公署成立後まもなくして、また、政府の各項の行政措置が緒につかず、人民は長年戦争により、情緒が不安定で、且つ戦争の影響により、農業生産が激減し、経済が少しも安定せず、地方の糧食生産は荒廃していた。当時、本会は地方唯一の経済調整機構であることに鑑み、林才添の支持をえて大量に外部から糧食を購入した。艱難辛苦の過程をへて、廉価で地方一時の危機を救済し、本会運銷（販売）事業の良好な基礎を確立した。その事業は合作社・農会設立の意義に合致した⁽⁴⁾。

1948年1月中、台湾省合作金庫は宜蘭地区で業務を展開する必要から、宜蘭支庫を設立し、信託放款滙兌（信託貸付兌換）を行い、印花票（収入印紙）を代理販売を行った。その時、地方人民の便宜のために、信用業務をさらに展開し、理事会の決議をへて台湾省合作金庫頭城代理通滙処を承弁し、1948年8月より開いた⁽⁵⁾。

1949年7月、政府は本省農会が合作社より出発したが、大部分がまだ真正に発展しておらず、有名無実であり、また合作事業を重視して農会事業を軽視していることに鑑み、農会組織を真正に産出し国家の重農政策と合致させるために、特に台湾省農会及び合作社合併弁法を公布し、全省農会と合作社を一律に合併して農会に改組した。また農会の目的を農民權益の保障、農民の知識技能の促進、生産の増加、農民生活の改善、農村経済の発展を求めることとした。そして、同年1月政府の法令公布により、農事小組長・副会員代表を選挙した。11月に第一次会員代表大会を開催し、章程を審議決定し、理監事を選挙した。並びに理事会において常務理事を選出した。さらに常務理事が林錫虎を第一屆理事長に互選し、任務を付与した。林錫虎氏は政府の政策をよく認識し、重農政策を原則とし、全会員を指導し、真正な農会を生み出す

使命を求め、血汗の経営を尽くした。まず内部組織を堅固にし、供銷（販売）・金融業務を展開し、大口の農業開拓資金を措置した。次に農業の改良に最大の努力を尽くし農村繁栄を望んだ⁽⁶⁾。

1950年3月、水蜈蚣（ムカデ）を防治監督する事業が農復会の協力のもと新台幣17万元が援助され、巨大な農業改良事業を完成した。毎年25万斤（150トン）の糧食を増産し、全省・国外に鳴り響いた。この有意義な事業は、本会固有の沿革を創出したとして特筆でき、また農会の真正な使命の出発を証明した。その後、1950年4月に農村青年教育のために頭城中学校大礼堂（講堂）を建造し、1951年1月には頭城公庫及び食塩承銷処を兼営し、1951年2月には頂埔農場を設立し、牧畜農産改良の模範を経営した。1952年9月、頭城鎮農会附設縫紉講習班を創立し、農業知識・婦女技能を伝授した。1954年2月四健会を創立し、農村青年を教育した。1953年12月には農漁の家を建築し、映画・演劇を行い、農村文化を高めた。これらの事業は一つとして農業改良を前提としないものではなく、本会推广事業の基礎を固め、全省に飛躍して本会は全省優良農会の一という名称が与えられる榮譽を受ける所以となった⁽⁷⁾。

1950年9月中、中国農村復興聯合委員会はアメリカ籍農村社会学者アンダーソン博士の来台を招聘し、台湾農会問題を考察・研究させた。年末、アンダーソン氏はその考察研究報告『台湾の農会』を完成した。1951年1月下旬台湾省政府は農復会指定の農林庁及び省農会組織の「台湾省農会改進委員会」と会合し、アンダーソン氏が提起した各項の建議を詳細に検討した。該会は1951年8月下旬に「台湾省各級農会組織弁法草案」を擬定し、省政府の審議を経た後、行政院に報告し1952年8月下旬に院令で「改進台湾省各級農会暫行弁法」を公布した。1953年6月下旬に省政府は「改進台湾省有各級農会暫行弁法実施細則」、「台湾省郷鎮区縣轄市農会會員資格審査規則」及び「台湾省各級農会選挙規則」を公布した。その目的は農会を真正な農民の自有自営自享の団体とし、制度上は権能区分制に改めることを求めた。本会は會員資格審査規則を根拠に資格審査委員会を成立させた。1953年9月に會員資格審査を完成し、並びに選挙規定により、同年10月の農事小組長・副会員代表を選挙した。12月第二屆第一次會員代表大会を開催し、理監事を選挙し、1954年1月第二屆第一次理事会を開催し、李兩伝を第二屆理事長に互選した。そして同会議では林錫虎を総幹事に招聘することを決議した。総幹事は直接、理事会の命をうけ、また理事会負担の執行業務に責任を負った。先覚の意志を保持・相続し、経営と建設を継続した。1955年8月に農業推广模範区を設立した。1956年12月に李兩伝氏は任期満了により離職した⁽⁸⁾。

その後、1956年11月に黄竹発は第三屆理事長に当選し、

林錫麟を総幹事に招聘し、会業務を執行してもらった。今（1959年）に至るまで満三年、時間は短いが黄氏と林氏との協力のもと、1959年3月農復会に補助を申請し、碾米工場の改造を見、毛猪保健互助事業を行った⁽⁹⁾。

II 農会の組織

(1) 会員

信用組合設立の目的は会員資金を調整し会員福利を図ることであり、いかなる人々でも会員に加入できた。以後、資金の運営により、徐々に他の事業を兼営した。名称は信用組合から信用購買組合、信用購買販売利用組合、農業会に改変した。数次の改変があったが、元来の目的はほとんど変化がなかった。ただかつて一度、会員資格を個人から戸長に改め、加入が制限された。合作社時期には、会員は二部に分かれ、団体会員と個人会員である。団体会員は鎮内の法人団体に限られた。例えば漁業生産合作社である。個人会員は毎戸一人を基準として制限した⁽¹⁰⁾。

農会暫行弁法第18条の、「凡そ中華民國人民で農会組織区域内に居住するもので、年齢満二十歳」で、農会法第13条の資格規定の「農業従事の所得収益が個人総収入の2分の1以上の者」は厳格な審査をへた後、会員に加入できた。毎戸は暫時一人と制限したが、戸長には限らなかった。また第19条においては、凡そ前条の規定の会員資格に合致し、農会組織区域内に居住する非農民の場合は賛助会員として加入でき、毎戸一人と制限された。それ故に、現在本会の会員は会員と賛助会員の二種類に区分された。会員中には自耕農、佃農、雇農、農校卒業、農場員工の五項目を含んだ。並びに硬性規定として公教人員は会員に加わることが出来なかった。その理由は知識分子が農会を操縦することを防止することにあった。その差別は会員には選挙権・被選挙権があったが、賛助会員には選挙権はなかったことである。ただ、監事の三分之一を当選させる資格があった。現会員はその資格上に区分があったが、その団体の目的は結局農村社会の進展を求めることにあり、投資の多寡ではなかった。或は資格の区分により資金融通・事業設備の利用等々の權益の享受には差別があったが、これは本会組織の構成要素であった⁽¹¹⁾。

一、会員投資の目的。信用組合から現在の農会にいたるまで会員投資の目的は大體資金上の互助融通を求め、経営事業の資金的力量を増加させること、事業設備の利用と享受にあった。信用組合時期でも一般会員の投資は利益分配を志向する傾向があった。しかし、この種の傾向は久しくは持続しなかった。後に、指導者及び先見人士は政策を推薦決定し、組織法令上は利益分配をもってするけれども、当時は微小な利益を棄て大衆の利益を思い、全部を社会事業の建設に運用することであった。そ

の利益の分配を停止し、全部を推广事業資金に運用するのは、各会員が投資によって要求する利益は利益の分配にあるのではなく、資金の融通及び事業の利用と享受にあり、自身の困難の解決と他人の困難の補助に利するところにあった。決して投資の多寡をもって条件とするのではなく、その資金融通・事業利用と享受を区分することであり、会員の信用交易と農業動態を原則とした⁽¹²⁾。

二、会員の状況。創立から現在にいたるまで会員数は年々増加し、本会の基礎は漸次堅固になり、会員は徐々に本会の意義と目的を理解するようになった。現在（1956年）まで股金（出資金）総額は145,620元、股数（株数）14562股、未收股金7590元6角9分。合計会員数3386人、その内訳は、会員が1135人で34%を占め、賛助会員が1632人で49%を占め、不在会員が619人で17%を占めている⁽¹³⁾。

(2) 機構

本会の組織系統。会員大会は最高の組織機構であり、会員大会により会員代表大会を産み、会員代表大会は本会の最高権力機構に属し、その下に理事会・監事会を置き、本会の会務業務執行の決定と監督機関となった。また理事会は総監事一人を招聘し、理事会に対して会務業務執行の責任を負わせた。その下に総務股、供銷部、推广股、会計股、信用部など五股部を設けた。この当時、業務上の需要により信用評定委員会を置いた⁽¹⁴⁾。

一 農事小組会員大会

章程の規定により毎年一次举行した。農事小組長は毎年12月に召集し、大会主席となった。本会には24の小組（農事小組20小組、賛助小組4）があり、毎年大会を召集した。会員・賛助会員が参加し、職員を選挙・推薦・罷免・選任するほか、その発言討論は表決権に等しいものであった。例年の会議の内容、討論、各小組の活動事項及び会業務改進黨項の建議は、会員代表大会或は理事會に提出されて審議され、総幹事に付して執行され、事業推進の意見が交換された。これが同会議の表現・思想・広益の特徴であり、本会会業務推進方針に大きな貢献があった⁽¹⁵⁾。

二 会員代表大会

章程の規定により、会員代表大会は、毎年一回举行された。本会理事長は毎年一月に召集し、大会主席となった。任期は三年である。本会会員代表の人数は合計56人である。資格により分別し、自耕農が45人、佃農が10人、雇農が1人を占めている。毎年会員代表大会会議では、章程内に明文で権限を規定している以外に、章程の通過、変更、団体の調整、会員及び賛助会員の処分、理監事選任或は罷免、年度会業務報告の授受、年度事業計画及び予算・決算の審査、経費の募集、財産の処分・増設、借入款・放款の最高限度等重要事項の審議のほか、理監事會及び農事小組会員大会及び会員提案・建議事項の審議

が行われた。これより会員代表大会は本会組織の最高権力機構に位置し、その責任の重大と神聖が分かる⁽¹⁶⁾。

三 理事会

理事会の設置は会員代表大会で農事小組会員大会が推薦提出した候補人名簿の中より、代表大会において、無記名連記法で選挙された。章程の規定により本会理事会は理事11人で組織され、任期は三年、互選で一人を理事長とし、対外的に本会の責任者を代表した。現時本会理事は資格上で分類し、自耕農8人、佃農3人が占めている。

理事会の権限は章程の規定による。一、会員代表大会決議案件の執行、二、会員及び賛助会員の入会・退会・除名の審議、三、総幹事の招聘と解聘、四、各種章則の審議、五、事業経営方針、六、経費収支の予決算、七、各項会業務会計報告の審議、八、会員代表大会或は監事会に提出された事項の審議、九、財産の増設或は処分、十、会員資格の審議、十一、重要契約の審議、十二、総幹事提出の重要案件の審議である。理事会は組織上、会員代表大会の次にあるが、理事会の責任は實際上会員代表大会にくらべはるかに重い。会員代表大会は原則的なものであるが、理事会はそうではなく、原則的なものから細則にまで広がっている。総幹事は従順に会業務を執行する。これが会員代表大会と理事会の相違する所である⁽¹⁷⁾。

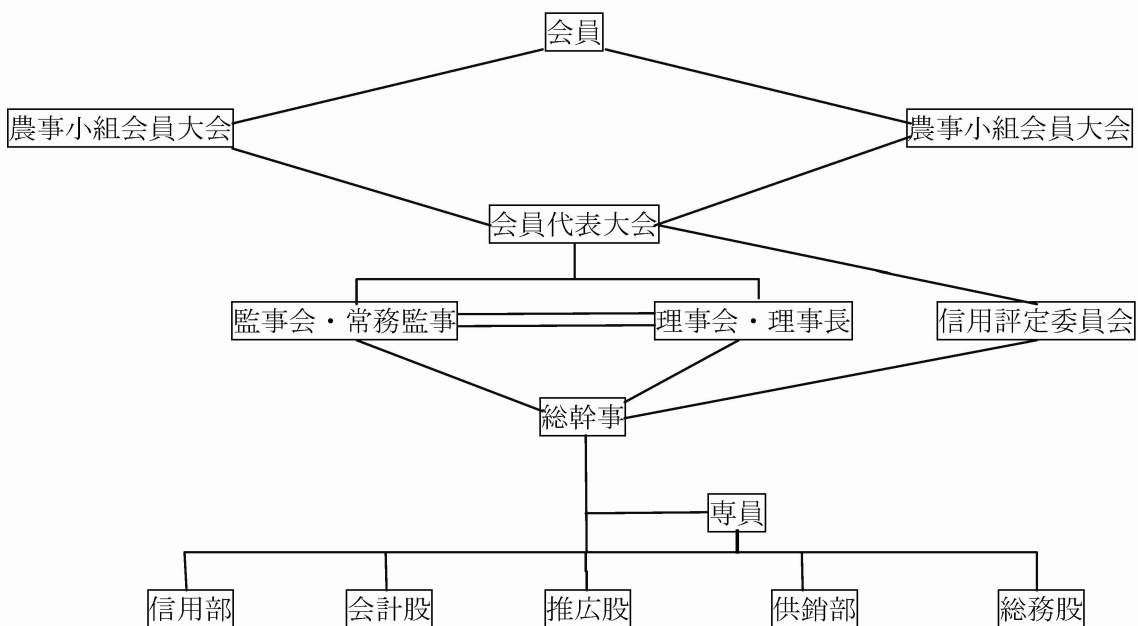
四 監事会

章程の規定によると、監事会は監事三人で組織され、理事会の設置と同じ方式で、会員大会により農事小組会員大会が提出推薦した各候補人名簿中より無記名連記法

で選挙される。任期は三年、監事中より互選で常務監事を選び、監事会を代表して職権で常に監事会の事宜と関係するものを執行・処理する。現在、本会監事は資格より分別し、自耕農2人、賛助会員1人である。監事会の召集開催は規定により、三ヶ月に1回、常務監事が必要により臨時監事会を召集開催する。監事会の権限は章程の規定により、会員代表大会付託の使命を受ける。即ち、一、理事会が審議のために送付した年度決算予算の審査及び会員代表大会への報告、二、理事会が審議のために送付した毎月の事業報告及び会計報告の審査、三、本会財務状況の審査、四、本会は総幹事一人を設け、理事会より招聘し、理事会が総理する一切の会業務事項を請負い、総幹事により職員を任じ事務処理させる。総務股、供銷股、推广股、會計股、信用部の五股部に分けた。各股部は股部長一人を置いて関係事務を主管させ、その下に専任事務員を置き分別して各当該股部の管理事務を主弁した⁽¹⁸⁾。

五 信用評定委員会

信用評定委員会はその組織を簡単に類別すると、委員28人より組織され、理事長、常務監事、総幹事及び信用部主任以外に会員代表大会により会員及び賛助会員中より毎里、一人を推薦した。毎年末、委員は簡則によるだけでなく、各里里長が推薦任命した。主な理由は、各里里長が行政基層の直接領導人物であり、会員の行為・経済及び生活動態に關係するものに対して指導、任務の執行が比較的合理的、妥当である。委員会の目的は本会放款事務の安定を求めることにあり、会員の信用程度を評定した。毎年三月前に主任委員である理事長が召集し、



第1図 頭城鎮農会組織系統図⁽²⁰⁾

頭城鎮農会について

組を分け審査決定後総幹事に送付し従順に執行した⁽¹⁹⁾。

(3) 人事

第1表 歴年理事姓名録⁽²¹⁾

届別	職別	姓名	任期		備註
			選任	退任	
第一屆	理事長	林錫虎	1949年11月6日	1954年11月24日	
	理事	楊乾選	同	同	
	同	吳金隆	同	同	
	同	林添全	同	同	
	同	莊 繁	同	同	
	同	林錫麒	同	同	
	同	林萬順	同	同	
	同	黃見發	同	同	
	同	吳鴻慈	同	同	
	同	林全炉	同	同	
	同	藍振興	同	同	
	同	莊全傳	同	同	
	同	黃竹旺	同	同	
第二屆	理事長	李兩傳	1954年11月24日	1956年12月8日	
	理事	黃竹發	同	同	
	同	蘇有財	同	同	
	同	吳清泉	同	同	
	同	藍振昌	同	同	
	同	陳順昌	同	同	
	同	游吳坤	同	同	
	同	吳色龍	同	同	
	同	黃溪木	同	同	
	同	蔡福寿	同	同	
第三屆	理事長	黃竹發	1956年12月8日	現任	
	理事	林宗慶	同	同	
	同	邱朝陽	同	同	
	同	陳朝章	同	同	
	同	游吳坤	同	同	
	同	吳萬傳	同	同	
	同	蘇有財	同	同	
	同	蘇福寿	同	同	
	同	吳志祿	同	同	
	同	林 茂	同	同	

第2表 歴年監事姓名録⁽²²⁾

届別	職別	姓名	任期		備註
			選任	退任	
第一屆	常務監事	方錦興	1949年11月6日	1953年11月24日	
	監事	林石炭	同	同	
	同	林火炎	同	同	
	同	黃竹發	同	同	
第二屆	同	李兩傳	同	同	
	常務監事	莊 繁	1953年11月24日	1956年12月8日	
	監事	吳鎮卿	同	同	
第三屆	同	林中田	同	同	
	常務監事	蔡金發	1956年12月8日	現任	
	監事	方錦興	同	同	
	同	沈即在	同	同	

第3表 業務主管人員⁽²³⁾

服務別	職別	現任姓名	到任年月日	服務別	職別	現任姓名	到任年月日
本 会	総幹事	林錫麒	1957年1月4日	信用部	部主任	黃春田	
補助人員	専 員	戴吳來旺	同	推广部	股 長	林違昌	1956年12月30日
総務股	股 長	張煥麟	1956年12月30日	會計股	股 長	吳鴻派	
供銷部	部主任	戴吳來旺		供銷部	工廠主任	藍謙登	

Ⅲ 股金(出資金)・公積金(積立金)・股息(利息)

(1) 股金(出資金)

信用組合成立当時、股金(出資金)は每股(1口)20元(円)、社員(組合員)の購入が認められている股数(出資口数)は一律に平均していた。これにより数年度を経過し、会員に加入しようとする者は股金を全額納めるだけでなく、当時公積金(積立金)の平等負担分を納めなければならない、比較的貧困階級の入会を非常に困難にした。また本会区域内の経済動態より評定すると、その每股金額が過多であると認められた。区域内住民全員加入を求める目的から、まず每股股金を20元より10元に引き下げるとことに決定した。同時に平均股権を廃止することが、1925年1月20日の第六次定期会員大会で決議施行された。このように股金出資を増加させるために股権を不均等に改定し、股権購入の多少により加入させた。原来の合作精神に合致した。会員は増加したが、当時の大部分の会員は信用組合を営利会社と考える一般観念は濃厚であった。一家数人は公民資格を取得して居るかどうにかかわらず、加入を申請できた。これは章程に違反しているだけでなく、合作精神に悖り、事業経営に大きな影響があることから、遂に会員は必ず戸長とするこ

ととなり、未成年者で独立して生計を営まないもの、同一家族で入会を申請する者は堅く断り、徐々に出資工作を整理していった。資格があり会員に加入するものはその合作精神を考察しなければならなかった。信用合作に意があるかどうか、相互扶助に意があるかどうかで決定された。合作社成立当時、股金総額は台幣89,110元、実収股金81,943元、每股股金10元であった。1949年に貨幣制度が改められ、原資本旧台幣225万1400元が新台幣資本に換算され、僅かに56元2角9分となった。貨幣の膨張(インフレーション)による幣制改革により資本は微少となった。事業発展のために同年の会員代表大会で股本を増加させるために、本会商品の麻袋を見積り、物価指数で計算して股金にあて、総股金は新台幣14万5920元に増加し、また每股(一口の出資金)を新台幣10元とすることが決議された。これ以後、股金の増加は大きく、少数の退出・譲渡・継承加入を除く以外に、年々ほぼ増加傾向を辿っている⁽²⁴⁾。

(2) 公積金(積立金)

本会の公積金は成立当時よりあった。即ち、信用組合時期から現在にいたるまで章程で積立とその処理を規定

第4表 歴年来股金変動数字⁽²⁵⁾

年次	出資			備考	年次	出資			備考
	股数	股金總	未繳股金			股数	股金總	未繳股金	
1919年	2,289	45,780	32,044		1920年	2,357	47,140	—	
1921年	2,178	43,560	—		1922年	2,144	42,880	—	
1923年	2,104	42,080	—		1924年	2,087	41,740	—	
1925年	4,136	41,360	1,174		1926年	3,897	38,970	1,707	
1927年	3,697	36,970	1,474		1928年	3,456	34,560	1,422	
1929年	3,317	33,170	644		1930年	3,097	30,970	409	
1931年	2,903	29,030	319		1932年	2,720	27,200	185	
1933年	2,895	28,950	—		1934年	2,979	29,790	—	
1935年	2,810	28,100	—		1936年	2,841	28,410	—	
1937年	2,756	27,560	—		1938年	2,773	27,730	—	
1939年	3,258	32,580	—		1940年	3,650	36,500	—	
1941年	3,809	38,090	—		1942年	3,955	39,550	—	
1943年	9,265	92,650	17,170		1944年	9,122	91,220	12,388	
1945年	8,936	89,360	7,267		1946年	8,911	89,110	7,167	
1947年	9,080	90,800	7,167		1948年	11,341	113,410	—	
1949年	14,592	145,920	14,449		1950年	14,411	144,110	14,141	
1951年	14,420	144,200	14,015		1952年	14,225	142,250	11,643	
1953年	13,988	139,880	11,119		1954年	14,082	140,820	10,963	
1955年	14,610	146,100	8,419		1956年	14,669	146,690	7,709	
1957年	14,505	145,050	7,629		1958年	145,620	1,456,200	759,069	

している。当初（1919年）公積金（積立金）は42元、それ以後毎年事業の漸次発展、利益の逐年増加により、公積金も年々増加し、1942年に44,369元になった。法定公積金及び公益金が24,276元、特別公積金が30,093元となった。しかし1943年に一挙に落ちた。その原因は第二次世界大戦期間で業務が停滞して損失となり、故に歴年来の累積公積金は法的処理によらず虧損し、一部は資本に充当されたほかは大いに減少した。1946年には僅かに16元となった⁽²⁶⁾。

翌1947年より捲土重来をきして逐次積み立てられ、1949年10月、公積金は45,522,883元となった。しかし、1948年度に通貨膨張となり、政府は台湾で幣制改革を行い、旧台幣4萬元を新台幣1元に換算した。1949年度末、公積金は1,143元となった。1950年に合作社と農会が合併して農会に改められた後、章程の規定により公積金は三種、即ち公積金・公益金・特別公積金となった。1954年に公積金・公益金以外に特別公積金の積立は課税法規に照らし剰余を分配し、営利所得税を課税した。故に会員代表大会は一方では税法を顧慮し、一方では農業推広事業発展を求める観点から、特別公積金は大会の決議により適用を停止し、農業推広事業経費に充当することになり、現在にいたっている⁽²⁷⁾。

(3) 股息（利息）

本会の股息の分配は信用組合時期の章程で規定されている。その分配率は会員大会により、毎年の年末の剰余をみて決定された。以後二年で章程内においてその年率

の範囲を規定した。年率八分であったが、年率六分に改定した。合作社初期には再調整して年率一分以下となり、現在にいたっている。毎年の本会の実際の分配股息は三時期に区分できる。第一時期は分配時期で、1919年から～1941年までであった。最低年率は三分、最高年率は一割であった。当時このような分配率はいかなる大企業とも差がほとんどなく、甚だしい場合は超えているという現象であった。従って、一般会員は本会を企業会社と看做していたが理由がここにあった。第二時期は分配されない時期であった。当時は農業会で第二次世界大戦期で、業務が停滞し、虧損して分配はなかった。第三時期は分配停止時期であった。1946年に合作社が生まれ、章程の規定では毎年末決算で剰余があれば股息を分配することになっていたが、年率は一分以下であった。しかし、当時、合作社を主持する人士は地方公益事業に非常に熱心であり、会員を指導し、大会決議をへて分配を停止したり、また分配すべき金額を公益事業の建設に分配した。本会はそれ以後継続して分配を停止し、その剰余金額を推広事業経費に運用した。これは農会の趣旨である主に農業の発展、農民生活の改善、農村の康楽の促進を求めることに基づいたに過ぎない。これは以前と異なるところであり、本会とその他の営利会社との違いであり、特徴点である⁽²⁸⁾。

IV 業務

(1) 業務概述

本会業務の発展の沿革はまず信用事業を最初に言うべ

第5表 本会歴年公積金変動表⁽²⁸⁾

年次	公積金総数	法定公積金	公益金	特別公積金	職員酬労金	提撥生産指導事業費	備考
1919年	42	42					金額単位元、1948年以前為舊台幣、1949年以後為新台幣
1920年	1,576	858		718			
1921年	3,558	2,046		1,512			
1922年	6,164	3,746		2,418			
1923年	9,502	5,752		3,750			
1924年	12,708	7,674		5,034			
1925年	15,319	9,466		5,853			
1926年	17,716	10,782		6,934			
1927年	18,237	11,162		7,075			
1928年	16,716	11,274		5,442			
1929年	21,278	20,511		767			
1930年	22,342	20,594		1,748			
1931年	25,115	22,369		2,746			
1932年	26,734	23,013		3,721			
1933年	29,031	24,409		4,622			
1934年	31,281	25,220		6,061			
1935年	38,936	24,288		14,648			
1936年	37,715	23,992		13,723			
1937年	36,562	23,603		12,959			
1938年	38,570	24,270		14,300			
1939年	39,839	24,252		15,587			
1940年	42,016	24,463		17,553			
1941年	44,369	24,276		20,093			
1942年	42,989	23,452		19,536			
1943年	16			16			
1944年	16			16			
1945年	16			16			
1946年	134	118		16			
1947年	60,844	60,844					
1948年	389,295	389,295					
1949年	2,550	510	255	255	255	1,275	1949年起積立依章程規定係由茲終盈餘於百分二十為公積金、於百分之十為公益金、於百分之十為特別公積金、百分之十為職員酬労金、百分之十為生産指導事業費。
1950年	1,521	304	152	152	152	761	
1951年	2,501	500	250	500		1,251	1951年職員酬労金停止適用合併特別公積金
1952年	1,796	359	179	359		899	
1953年	2,635	527	263	527		1,318	
1954年	1,401	280	140			981	1954年起特別公積金經會員代表大會決議停止適用合併生産指導事業費
1955年	3,701	742	371			2,597	
1956年	13,372	2,674	1,337			9,361	
1957年	43,871	8,774	4,387			30,710	
1958年	20,020	4,004	2,002			14,014	

きである。1919年に創設され、次に供銷（販売）事業が1925年に漸く創設され、更に農業推广事業が作られた。後者の項目は信用組合或は合作社の章程には明確な規定がないが、本会が創設した農業推广事業は1934年に創立を開始した。当時は実施事項が寥々たるものであったが、本会の農業推广事業の先駆けであった。現在、ここ歴年来の各種業務の興廢を以下の通りである⁽³¹⁾。

(2) 信用事業

本会の信用事業の起源は本会設立の縁起に見え、その歴史と本会は時期を同じくしている。信用事業は農村合作金融を倡導し、農村金融を活発化させ、農村資金を調整し、農村經濟の繁榮發展を促進することを主旨としている。原則上は営利目的ではない。信用業務は農村金融の枢要であり、本会各種業務資金の源泉であり、農村生

第6表 歴年来股息分配情形表⁽³⁰⁾

年次	年	分配額	備考	年次	年	分配額	備考
1919年	5分8厘	801	金額単位元、1941年至1946年止、由於二次世界戦争影響致虧損無有分配。1947年以後、迄至現在停止分配、運用於公益事業及提撥生産指導事業費。	1920年	5分	2,357	1947年以後迄至現在停止分配、運用於公益事業及提撥生産指導事業費。
1921年	8分	3,485		1922年	9分	3,859	
1923年	9分	3,788		1924年	9分	2,757	
1925年	7分	2,812		1926年	3分	1,118	
1927年	6分	2,130		1928年	8分	2,651	
1929年	1割	3,253		1930年	8分	2,445	
1931年	8分	2,297		1932年	8分	2,161	
1933年	8分	2,316		1934年	8分	2,383	
1935年	8分	2,248		1936年	8分	2,273	
1937年	6分	1,654		1938年	6分	1,664	
1939年	6分	1,954		1940年	5分	1,825	
1941年	4分	1,524					

第7表 進度表⁽³⁴⁾

年次	存款残額(元)	指数	年次	存款残額(元)	指数
1919年	60,812	100	1920年	25,776	42
1921年	26,689	44	1922年	30,298	49
1923年	56,629	93	1924年	64,565	106
1925年	20,397	33	1926年	45,443	75
1927年	72,746	119	1928年	80,346	132
1929年	90,681	149	1930年	54,107	89
1931年	73,024	120	1932年	105,030	172
1933年	112,981	185	1934年	139,734	229
1935年	204,780	336	1936年	178,829	292
1937年	138,732	227	1938年	193,931	318
1939年	132,629	217	1940年	169,415	274
1941年	250,660	411	1942年	445,486	730
1943年	825,677	1,354	1944年	1,439,487	2,360
1945年	1,991,360	3,264			

産資金の来源であり、その重要性は周知されている。農村金融の調整、農会業務の発展、農村生産資金の充実、生産の増加のために必ず信用事業を発展させなければならなかった。その執行経過は以下の通りである⁽³²⁾。

① 存款(預金)業務

存款(預金)業務は1919年より創設されたが、同年末に存戸(預金戸)は僅かに217戸しかなく、存款額は66万3236元であったが、当時地方経済は創立の目的に踏み入れたところであった。初期は豊かな存款額を取得し、相当優厚な各種存款を奨励した。民度が低いことから、当時存款に言及する時、各人に憂いと驚愕、倒産の恐れ或は税捐の徴収に憂慮を引き起こした。しかし、存款が人々に知悉されると、不正常的想像が存入者(預金者)には稀になった。そこで理監事・員工が協力して宣伝勧誘した。例えば、当時奨励存款があり、通常の存款以外に有意義な存款項目を設定した。それは学資存款、婚礼存款、勤儉存款などであった。1923年～1925年まで、存款優良者奨励弁法を設定した。その内容は大体、存款戸

の年利息額に等級を決め、奨励金を発給した。この種の方法は主に游資の入会(組合への預金)を求め、存款額を増加させることにあった。とりわけ、本会の基礎が徐々に堅実になり会員の信頼を獲得してからは、存款の種類は年々増加した。1944年に存款額は143万9487元に達した。しかし、翌年の1945年存款額は突然1379万7302元に増加した。創立の初年と比較すると33倍の増加であり、倍数計算が目覚ましいものであった。百分率換算をすると3300%となった。この20余年間の増加現象は本会の存款吸収における血の滲む奨励の効果であった。また、日本統治時期、日本が発動した「中国侵略戦争」により、日本政府の財政経済の負担が激増し、とりわけ通貨膨張の増大がかなり、貨幣発行額が増大化したことが主な原因であった⁽³³⁾。

台湾光復の初、戦争の影響により、生産事業と各種施設は破壊され、生産を停滞させ、百事が再起を待つ状況であった。建設資金の需要は切実であり、さらに復員により、国庫支出は激増し、台湾銀行券の発行数は徐々に膨張し、一般物価は安定しなかった。一般金融機関の存

款は払い戻し者の比率が預金者の比率より高く、存款減少の数字は特に大きかった。しかし、当時本会は農業会が改組されて合作社となったことにより、業務は一次停滞したが、存款額は他の金融機関のように大幅な減少はなかった。増加の可能性は地方環境に影響され、また存戸（預金者）が資金運営知識を欠乏していたことが原因であった。本会業務の停滞は短期的であり、以後徐々に復活し、存款も徐々に進展をみた。1945年末、存款残額は203万4860元に達した。1949年5月末には7902万8149元に増加した。1945年末に比べると39倍の増加であった。その主要な理由は通貨膨張の影響を受け、存款が異常な進展を現したことによる⁽³⁵⁾。

この種の通貨の悪性膨張の情勢下、存款数値が激増したが、当時の業務運営上に遭遇した困難は非常に大きく、正常の生産・交易は均しく停滞、游資の市場への氾濫、投機風潮の熾烈、地下金融の猖獗、高利の資金吸収を来たし、本会資金を不安定化、運用資金の困難をきたした。多くの業務はこの影響を受け虧損を発生した。1947年より、存款内容は顕然と浩期化（長期化）に向かい、浩期存款が年々増加し、相対的に定期存款は速やかな退歩、絶跡の状況となった。1949年5月末、定期存款の残額が僅かに1万7007元であったが、浩期存款7901万1142元であった。比較すると天地の差があり、対処すべき当時の危機、その歷程の艱難辛苦が想像できよう。当時本会が対処すべき危機は実に正当な金融業務者のやり方を越えていたが、経済環境の束縛を受けたために、資金の流出を防ぐために、錢莊の高利を模倣せざるを得ず、甚だしきは錢莊の利率を超過して市場へ氾濫した資金を吸収し錢莊と大いに競争し、資金の安定を求めた。1949年6月、政府

は毅然として幣制改革を施行し、各種の財政・金融の管理措置をとり、過去の旧台幣の退勢を挽回し、迅速に安定状況に向かった。本会存款業務は徐々に発展し存款数字は年々増加し、幣制改革後の当年(1949年)の存款残額は19万3677元となり、1952年まで僅かに3ヵ年で160万8192元に増加し、倍数計算で五倍に増加した。翌1953年末、残額は少し減少したけれども、その実は1952年と殆んど差はなく、且つ存款業務の経営にあまり影響は無かった。しかし、豊富な資金を保持し、その他の業務の進展を開拓するために、経営性的存款の奨励、及び各種集会を利用して座談会を挙げるほか、宣伝ビラをまき、放送を利用し存款の利益を宣伝し、勤儉・儲蓄を倡導した。資金の正当な利用方法を事とし、故に衆人の相互扶助を信条とした。特に1954年に大々的に定期存款奨励を挙行し、大規模な游資勧誘に力を尽くした。1954年から現在(1959年)にいたるまで存款は徐々に増加している。そして幣制改革以後の存款内容はあたかも幣制改革前とは反対に迅速に定期存款に向かった。このような趨勢の中、本会は充実し安定した資金を得たので、中学礼堂（講堂）の贈与、農漁業の家の建設、農場供銷（農産品販売）業務等々の資金に運用するほか、農村生産資金の欠乏の調整への貢献は低くなかった。1959年7月末までの存款残額は586万0497元で、1950年に比べ563万9469元増加した⁽³⁶⁾。

② 放款（貸付金）業務

1919年創設当時の放款項目は、信用放款、担保放款の二種に分かれていた。所謂担保放款は現時の質押放款に相等した。当時の質押放款の範囲は不動産、証券米穀、

第8表 存款内容変化統計表⁽³⁷⁾

年次・種類	金額・百分比	甲浩	乙浩	定期	公庫	合計
1950年	金額	29,781	124,503	66,744		221,028
	百分比	13.5%	56.3%	30.11%		100%
1951年	金額	31,210	11,846	386,062	119,074	548,192
	百分比	5.6%	2.2%	70.4%	21.8%	100%
1952年	金額	6,708	114,741	847,348	95,857	1,064,654
	百分比	0.7%	10.8%	79.5%	9.0%	100%
1953年	金額	19,039	180,147	769,932	16,879	985,997
	百分比	1.9%	18.3%	78.1%	1.7%	100%
1954年	金額	4,346	132,648	979,500	7,133	1,123,627
	百分比	0.4%	11.8%	87.1%	0.7%	100%
1955年	金額	10,721	180,107	1,277,320	154,424	1,622,572
	百分比	0.7%	11.1%	78.7%	9.5%	100%
1956年	金額	123,884	186,488	1,480,300	113,350	1,904,022
	百分比	6.5%	9.8%	77.7%	6.0%	100%
1957年	金額	41,270	184,080	2,812,590	76,841	3,114,781
	百分比	1.3%	5.9%	90.3%	2.5%	100%
1958年	金額	87,884	220,555	4,000,330	81,451	4,390,220
	百分比	2.0%	5.0%	91.1%	1.9%	100%

存款証書が含まれた。会員借款最高限度は信用放款であろうと、質押放款であろうと、その放款最高限度額は等しかった。1935年にやっと最高限度額の分別規定が開始した。初期の放款業務は実に会員唯一最大の渴望であり、本会創立の最大の主要原因であった。初期放款業務は緒戦で勝ち、一躍当年存款額を超過した。正当な金融運営に達したものではなかったが、この種の不平現象が発生する所以は実に窺い知ることが出来た。これは当時、地方で生産資金・工商資金が欠乏しており、当然各業資金は内に含まれており、運営資金の需要は切迫しており、焦眉の急であった。会員の需要に対処し、地方経済繁栄の構想を実現するために、本会の創立目的は存款で資金の来源を求めただけでなく、唯一の方法は銀行業より借款し運転資金に充当することであった。この種の現象は短期的なものではなく、ようやく1934年にいたって正常を恢復した。しかし好景気の持続は続かず、1937年日本政府が中国への侵略戦争を發動してから、とりわけ台湾光復前後2、3年まで、戦争の影響で生産が破壊され、物資が欠乏し、物価変動が開始した。また旧台幣が不断に悪性膨張し、貨幣価値が下落した。各行庫の存款は引出者が預入者より多く、極力旧台幣の回収を執行したが放款数字は徐々に減少した。当時、本会存款額は歴年の存款額と比べて減少はなかったが、借款者が依然として旺盛で絶えず、大口借用の性質は商業性に属した。この種の状況は業務推展の困難性について知ることが出来よう。当時は存款額を保持するのに力を尽くし存款奨励を奮闘挙行し、合作存款を挙行した。一方では放款の激増

を制限したが、当然此種の方法は止むを得なかった。そして施行の主要な理由は自己資金の安定を求めることであつた。此種の不安定な過程は幣制改革によって、始めて平静となり、安定に赴いた。本会の放款数字を概観すると、創立から今にいたるまで大体年々増加している。1945年、本会是一般中小農民金融を鑑みると、交易の大部分は依然として末商との青田売買の行為が非常に盛行していることであり、商人から受ける搾取は人を驚かすものであり、資金欠乏により三割四割の莫大な損失を忍んで交易している。従つて、本会はこの弊害を除き、米価を適切に高めるため、農民の福利を確保するために、青田抵押低利貸放資金を挙行した。農民の非常な歓迎を受け、利用者は踴躍、賞讃した。この措置は農村金融の疲弊を救済しただけでなく、農業生産に対する裨益も莫大であつた。これより、本会の担保放款・質押放款の種類にこの項目が追加され、同時にこれと同種類の放款は以後雨後の筍のようなものではないが、順調に時勢に従つて出現した。1934年の農業倉庫証券・担保放款、1943年の会員災害復興資金放款、奨学資金放款、さらに1951年より政府の「耕者有其田」政策及び財政経済建設と配合し、自耕農扶植放款、造林奨励放款を挙行した。また漁民の漁村経済発展のために漁業機動化奨励放款を挙行した。農村副業を提倡し、婦女の縫紉知識増進を奨励し、縫紉機貸放放款を挙行した。会員の成婚葬儀に資力の無い痛苦を扶助するために冠婚葬祭放款等を挙行した。各種放款の利率は均しく信用放款・質押放款の利率より低くした。その理由は上述の目的にあつた。しかし、1953年以

第9表 歴年放款残額統計表⁽³⁹⁾

年次	残額	種別			備考	年次	残額	種別			備考
		信用	質押	應支				信用	質押	應支	
1919	80,505	80,505			一、1948年度以前単位幣係舊台幣元。1949年度以後係新台幣元 二、信用放款内包括各種特別放款	1920	93,069	93,069			一、1948年度以前単位幣係舊台幣元。1949年度以後係新台幣元 二、信用放款内包括各種特別放款
1921	77,513	77,513				1922	96,521	96,521			
1923	96,575	94,075	2,500			1924	87,477	84,977	2,500		
1925	100,544	98,044	2,500			1926	82,597	75,657	6,940		
1927	83,819	77,879	5,940			1928	98,782	37,032	1,750		
1929	108,164	106,404	1,760			1930	126,774	124,344	2,430		
1931	121,056	119,126	1,930			1932	120,865	116,520	4,345		
1933	129,400	124,715	4,685			1934	121,535	110,674	10,931		
1935	147,086	94,944	52,142			1936	171,258	117,365	53,893		
1937	191,019	109,266	81,753			1938	165,245	116,934	48,311		
1939	192,067	128,743	63,324			1940	242,591	168,856	73,735		
1941	270,046	207,956	62,090			1942	298,568	231,015	67,553		
1943	385,846	227,820	158,025			1944	353,210	243,487	110,723		
1945	600,127	230,976	369,150			1946	951,635	617,985	333,650		
1947	1,229,252	875,752	353,500			1948	13,184,883	3,290,583	9,614,300	280,000	
1949	54,457	3,565	50,892			1950	117,800	117,300	500		
1951	374,537	357,897	14,640			1952	226,060	213,090	12,970		
1953	590,010	580,310	9,700			1954	966,850	948,050	18,800		
1955	1,082,820	1,056,440	36,380			1956	1,654,319	1,259,700	59,400	335,219	
1957	2,835,457	1,725,180	280,000	830,277		1958	2,646,713	1,876,297	318,870	558,564	

後に挙行された各種放款は上述の目的のほかに、1949年6月の幣制改革後、経済が日々安定化し存款も逐次増加し、資金運営のために以上の原因があったからである⁽³⁸⁾。

③ 代理業務

代理業務としては1. 台湾省合作金庫の滙兌（為替）⁽⁴⁰⁾、2. 同合作金庫の代售印花税票（印紙税票の代売）⁽⁴¹⁾、3. 政府の統一發票（領収書）の代理⁽⁴²⁾、4. 頭城鎮公庫の代理⁽⁴³⁾、5. 代收款项業務として水利会員（会費）の代收を行った⁽⁴⁴⁾。

(3) 供銷（購買）事業

供銷事業の範囲は現時、農会の法令の規定によると、大体、農業用資材、生活物資の購入分配及び農産品の共同加工・倉庫運送等の事業である。主要な主旨は会員が中間商人の搾取を免れ、各種農産品価格を高め、農業生産コストを減少させ、農村経済を維持し、会員福利の基盤を謀るためである。歴年来、本会の供銷事業はその経営の主要方針は依然会員の需要に適應し、供給需要を調節するためのサービスを第一とし、盈利を第二としている。その実施する理由は本会の使命を実現するためであり、すでに34年を経過した。本会供銷事業の開始時期は、1925年の購買事業の創始にかかる。その後業務は簡単から複雑化し現在にいたっている。主要な業務は供銷（購買）事業・運銷（運送販売）事業・利用事業・農業倉庫事業・運輸事業・政府委託事業等々である⁽⁴⁵⁾。

① 供銷事業

供銷事業で行われた種目は多種多様であったが、すべて農村生産の要求から行われた。重要な種目は農機具、農薬、種子、肥飼料、食料品、衣類、機械類、雑貨、家庭薬等々である。その経営方法は季節性、長期性、廉価販売、卸売、分期代金納入セット売、代理販売である⁽⁴⁶⁾。

1. 肥料

1925年1月20日定期会員大会決議で通過し、購買事業を創設した。同時に章程を修正し、同年7月8日、政府の批准をへて、同月組合の名称を「有限責任頭囿信用購買組合」と改めた。その理由は、本会は農村唯一の組織で、単独で信用事業を経営していた。しかし本会の使命の完成には至っておらず実に差異が大きかった。同時に本鎮の産業上及び経済上の必需品の共同購入の方式は中間商人の悪劣な操縦と搾取を排除することに鑑み、とりわけ会員の農業経営の改良をはかり、収入の増加により生活水準の向上を促進する目的のために、購買事業の創設が必要な事業であると認められた。実際の開設は1926年であったが、最初は経営不振であった。これは会員の

不理解を原因とし、よって損失をきたした。ここにおいて小規模な経営は数年つづき、事業は止むを得ず中止した。その後は信用部の内容を重点的に整理し、共同購買事業を慎重に計画した。1934年によりやく購買事業経営の再開を決定した。農村唯一の大量消費物資は肥料であると認知された。生産コストの減少と合理的肥料使用化のため、また会員の福利増進のために利益を度外視した原価主義をとった。耕地面積で肥料数を計算し、共同購入販売を行った。僅かに普通利息のみ計算し、滞納利息を計算しない方式をとり、これより利益を得、極めて順調に発展した。経営の数字も逐年増加した。最初の経営項目は主要生産物資・肥料であったが、後には農具、脱穀機、麻袋、飼料、米穀、生活必需品等々が随時実施されるようになった。とりわけ米穀は供銷（購買）業務の主要な部分となった⁽⁴⁷⁾。

購買事業は経営が軌道にのってから、掛売り方式を取り消し、1947年末になって現金取引が行われるようになった。翌年台湾省政府農林庁は統一して肥料購入販売を挙行し、本会は代理方式を多くとり、現金取引が約一年後に行われるようになり、1949年、台湾省政府農林庁挙行の肥料購買販売事業は台湾省政府糧食局の業務に帰した。以後本会は糧食局の委託で肥料の配銷（購入販売）事業を取扱った。このようにして本会の数十年の歴史の肥料購買事業は帰結し、正規の位置についた⁽⁴⁸⁾。

肥料以外の供銷事業は2. 糖⁽⁴⁹⁾、3. 塩⁽⁵⁰⁾、4. 棉被（木綿表の掛け布団）⁽⁵¹⁾、5. 自転車・ミシン・ラジオ・扇風機・モーターエンジン・耕運機⁽⁵²⁾、6. 家庭薬⁽⁵³⁾を取扱った。

② 運銷（販売）事業

1. 米穀運銷（購入販売）

本会が運銷事業を創設したのは1946年11月で、米穀の運銷より始まった。その理由は地方条件と時勢の切迫という地方条件からであった。本鎮の農田はただ1220haあるだけであり、毎年の主食生産は25000余人の糊口を給するに過ぎない。とりわけ毎年2月から5月の期間は青黄不接（端境期）で、米価が不安定で、さらに商人が中で価格を操縦して非常に上昇させた。時勢上、台湾光復初期、各物資は特に欠乏し、また、長年の戦争の影響で、各生産は回復せず、とりわけ主食がひどかった。一般に買占めに走り、商人の猖蹶行為は高潮した。時に政府の台湾各種の行政措置は端緒についたばかりであり、加えて復員で財政経済は不安定となり、貨幣の発行は逐次増加し、貨幣価値をなくし、物価上昇を刺激し不安定であった。地方では厳しい「糧荒」（米不足）を発生した。富者は金を持っていたが買う物が無く、貧者は金も無く物も無かった。大衆は餓え食物を待つだけであった。これによって本会は地方糧食の需給調整をするために、

糧価を抑え、大量に産地で購入して白米小売部を設立した。会員に供給し地方糧荒の危機を救った。この種の混乱状況、投機、盗賊、掠奪、攪乱は各種各様ない所はなかった。経営は決して単純ではなく、購入の困難、輸送の危険、配給販売の阻礙等々を吾人に想像させた。無数の精神と共同の力量を用いてようやく実現した。「神聖な任務に到達して、会員の歓呼が出現し、贊譽の声が会員の口からもれた」。本会の米穀運銷事業はここに確立し、現在では経営方法は地方状況を調査し、原旨に従って処理された。会員に小売する食米、造米・商人への卸売り、また会員の田賦等賦税納入のための銷售（販売）と稲穀に対処された。これらの事業は会員に莫大な貢献をもたらしただけでなく、全供銷業務の主幹の一つとなり、本会財源の大きな部分となった⁽⁵⁴⁾。

米穀以外の運銷事業としては2. 毛猪（生豚）運銷⁽⁵⁵⁾、3. 塩干魚共同運銷⁽⁵⁶⁾を取扱ったが結局撤退した。

③ 利用事業

当組合時期に会員の生計状態、日常生活不可欠の設備を顧慮し、共同施設の使用の必要性を認め、逐次産業合作精神でもって、会員の実際の生活にあう各種設備を企画した。最低のコストで計算し、微少な利用料を徴収し、甚だしきは使用料無料とし、市場に比較して三分の一の価格であった。これは会員の産業上・経済上の利益に貢献したのみでなく、社会改善に大きな効果があった。1932年1月25日、会員大会は当時の章程を修正通過させ、組合名義を「信用購買利用組合」と称した。その後、農業会・合作社から現在にいたり、この種の事業は古今、会員から相当な賞讃をうけ、会員に最も有利な間接的な利益還元であった。既往26年間の過程を回顧すると、業務の進展状態は図式的に表現すると少し盛り上がった状態であった。中期に最も盛んな時期があり、最初と最後は衰微状態であり、時代の潮流で少しは淘汰消滅したが、主要な部分は現在に続いている。従来の業務の目的は営利目的ではなかったため、後来のコストは計算されなかった。とりわけ近年の収支は天地の差があり、維持できないことは明らかである。しかし、全くサービスのために強いて継続したが、近時期の会員代表大会で紛々たる議論となり、結局は会員の福利の徹底をはかるために、歴年来の客観的市場が計算した毎年少なくとも新台幣30000元前後を必要とし、間接的に農村に還元した。さらに一步進めて計算すると、過去から現在にいたる26年間、この毎年の率から計算すると大凡新台幣780000元前後となり一棟の堂々たる建築物に相等した。この特別支出事業は全省農会でも稀に見るところであり、本事業の優秀さをあらわしている⁽⁵⁷⁾。

1. 産業用の設備は1934年に開始した。項目には脱穀機、

草苞（藁袋）製造機、製繩機、豆餅粉碎機、扇風機である⁽⁵⁸⁾。

2. 経済用の設備は1936年に開始した。項目には七箇所の磨碾米工廠があり、農事小組内に分布している。相当低廉な価格で随時会員の稲穀加工に用いられた。この項目は会員に最も有利な点であり、利用事業の主要な業務である。公用器具（幕帆・幕圍・大卓・合卓・椅子・檯藍・檯層・春檯・板平・柴籠層・桶盤）。葬祭用具（葬式場設備一式・花環・棺罩・大龍・柴魂轎・香亭・祭典盤・五牲盤）、冠婚用具（新娘網）であった⁽⁵⁹⁾。

以上記載の設備は従来地方風俗習慣の需要のためのものであり、実際に用いられた設備である。しかし、近時期は時代及び業務経営上の影響を受けて、例えば花環、幕帆、幕圍、新娘網などは淘汰消滅した。草苞（藁袋）製造機、製繩機、扇風機は業務経営により1948年より鎮漁会と共同経営で貸し出された。しかし三年以内に本会に返還されて収蔵され、すべての設備は廃棄された。上記以外の最も主要なもの、例えば磨碾米工廠などは極力保持され、現在にいたっている。この種の業務は一方では生活を改善し、他方では施設を共同利用することでその目的は費用の節約にあった。経済上羨望的であり利用者は年々激増し、利用料低廉により、また犠牲を惜しまないサービスにより使用者の公共物品愛護の観念をおこし、相互合作の精神を大きく養成した⁽⁶⁰⁾。

3. 浴場

1935年～1944年12月まで会員、家族の心身健康のために浴場が設けられた。しかし1944年12月戦争期間中、各物資が欠乏し、燃料は価格が特に高かっただけでなく極端に不足したので大衆に終了を告げた⁽⁶¹⁾。

④ 農業倉庫

本鎮の水田は合計1100余甲、稲穀年産量は780余万台斤である。農民は生産に努力して相当な成績をあげている。しかし適当な貯蔵倉庫がないことにより、貯蔵保管が安全でなく、乾燥と調製に無関心であり、さらに地方末商が利を重んじ質を軽んじて利益をはかることによって徐々に地方米品質の声望を喪失した。そして販売統制機構の欠如は農家経済を非常な苦難におとし、農村の疲弊は日々深刻となっていた。本会は会員の農業倉庫施設を渴望する声がさかんであるのに鑑み、まさに政府の統制倉庫奨励施策と合致させ、時期が満つのみをみて1934年5月5日、当時の会員大会で満場一致で決議を通過させ、農業倉庫法によって創設し、農業倉庫を建築した。建築の理想である、経済性のある華麗堂々たる完全な設備について相当な調査研究をへて、同年12月に竣工し、同年同月23日農民の和衷歓呼の中で落成し、業務を開始

した。この倉庫業の開始で業務は行云流水のごとくスムーズにながれてまったく阻礙がなくなり、また苦心慘憺たる経営の結果、地方糧食調整に莫大な貢献をもたらし、農民の信頼を得た。毎期寄倉される稲穀はつねに150万台斤（900トン）以上であり、その特徴は下記の如くである⁽⁶²⁾。

1. 保管の安全。倉庫設備は堅牢であり、防火、防湿、防熱、防鼠、保管の安全は寄倉者に安心をもたらし、また有利な時期に販売できるようになった。検収は厳格、査定は公平、秤量は正確であり、品種別等級別に保管された⁽⁶³⁾。
2. 調整の安全。最新式の磨穀籾筒・選石機・精選機等を設備し、所謂米粒の調製では外皮を傷つけず、且つ光沢を備え、非常な商品価値があった。米には夾雑物がなく重量は正確で一粒一粒精選され包装は完全に合理的な精米変換率であった⁽⁶⁴⁾。
3. 米価状況の揭示。本会と各米商人とは緊密に連絡をとり、米価状況の変動はすべて揭示され、寄倉者に販売時機を選択させた⁽⁶⁵⁾。

初め建設された時期は農業倉庫業法に依拠して農業倉庫証券を発行した。その証券は稲穀の価値と等しく抵当品として本会に借款、売買でき、特に寄倉者に有利であった。しかし、寄倉者は自己で発給を申請したので、発行件数は非常に少なかった。初設時は寄倉者の瞭解をえた利用はなされていなかった。翌年（1935）に漸く増加しはじめ、1937年の発行件数は432件に達した。稲穀の数量は349万6334台斤（2067トン）、同時に抵当借款に運用されたものは335件に達した。この好現象は本来推展すべきものであったが、後には進展せず、数も少なく、1940年には痕跡も留めいようになつた。発行されなくなった主要な原因は太平洋戦争の影響をうけ、日本政府は全力で戦争を遂行し、すべての経済を把握し全面的に統制経済を実施したためであり、それ以後、稲穀生産は統制を受け、一般的にはただ家庭糧食として保存するのみであつて、それ以外の剰余は強制的方法によって国家の所有に帰した。従つて所謂寄倉者はまったく出現せず跡を絶つた。誤つて証券を発行してもこの時期の農業倉庫はただ国家の糧食を収納し、国家の賦穀を収納するだけであつた⁽⁶⁶⁾。

1946年に台湾が光復し、本会は陣容を再整備し正常な農業倉庫業務の経営を恢復し、寄倉者が復活した。寄存の数量も逐年増加し、政府が徴収する賦穀も含まれた。しかし、1955年、寄存総数量からみると、往年に比べて減少はしていないが、大部分の稲穀は政府の田賦、地価、肥料等々を保管したものであつた。一般の寄倉者は実際には各種賦税納入の準備のために寄存するのであり、寄存保管によって精米売買することは無くなった。また、糧商に寄存する状況も無くなった。農業倉庫証券の発行

は妥当な法規があつたけれども光復初期の経済上の応用に制限がもうけられたことにより、利用しようとするものは無くなった。1955年12月、本会は政府公布の農業倉庫業務規則改正後、農業倉庫証券の発行業務をはじめて取り消した⁽⁶⁷⁾。

⑤ 運輸事業

本会の運輸事業は1947年に創始された。当時はコストを考えずに経営された。目的は失業労働者を救済することであつた。もう一つは最低運賃で会員の利用に供し、同時に農業倉庫活動時期に農業倉庫業務の進展と連動し、寄託稲穀の運搬に裨益した。低廉な運賃で寄託者に春風満面に歓迎利用された。農業倉庫の経営はこれに依拠すること少なくは無かつた。最初の運輸設備は大型トラック一輛、手押車20台あつた。毎年の運搬数量は本会農業倉庫保管数の90%以上を占め、大凡の数字は200万円前後で業務は遂行された。1950年10月、トラック運用に阻礙が発生した。コストが高く、維持継続の方法がないことに鑑み、手押車の運搬が比較的適合し大いに効果があると認められ、遂にトラックを処分して手押車の設備にあて、継続して業務を拡大した。これらは労働者「手押車隊」と呼ばれた。名声は全鎮に伝播され、労働者が手押車を借用し本会にコストを支払つた。抽分方式で計算し、歴来その業務は大きく進展した。1953年に一般経済が安定にむかい、労働者の生活はやや高まり、分期付款方法で出売し、設備を労働者の所有に移した。しかし、運輸業務の発展に影響はなく、ただ従来の方法がやや変わっただけである。労働者の把握は労働者の体系的組織化を促進し本会の中核となり、本会の立場で労資双方を代表し、不偏不党の位置にあつた。毎年、農業倉庫業務を活動する前夜、労働者を召集し運輸業務の問題を相談し、運輸資本等を決定し、合同実施を定立した。今にいたるまで慣例的秩序となり、農村福利への貢献が大きかつた⁽⁶⁸⁾。

⑥ 政府委託事業

政府委託事業は本会中葉時期によく代理を開始したが、この時期は日本統治時期であり、委託の種類は少なかったが、ここに略述しよう。現在政府が本会に委託している事業は供銷事業中の主要事業であり、また供銷事業が経営の本源であり、毎年の収益は供銷事業中では50%前後を占めている⁽⁶⁹⁾。

1. 稲穀収納保管加工

農業倉庫業務に呼応し、政府の糧食政策に協力し、政府の各種賦穀・田賦穀・肥料穀・生産貸款穀・各種物資換穀・地価穀等を収納し、保管・加工した。その経営方法は合契（手形）によることを基準した⁽⁷⁰⁾。

2. 肥料分配

1949年より台湾省農業生産で使用する化学肥料はすべて台湾省政府糧食局の業務に帰した。これより本会は配給販売業区を代管し、その経営方式は委託・配給販売とともに合契により処理した。大体、配給販売方式は二種類あり、貸放換穀（肥料貸付、米との交換）と現穀交換であった。今にいたるまで十年の歷程で、毎年の分配数量は本鎮の農田が稀少であることから、大凡第一期795ha、第二期828ha、通年の肥料分配数93万kg前後、換算稲穀は79万kgであった⁽⁷¹⁾。

3. 食料品・衣料品・飼料保管と配給販売

1948年12月、台湾物資調節委員会配給販売の綿布・砂糖・油脂・煙草・酒を引き受けた。代理の原因は政府推挙の物価抑制政策と呼応したことによる。しかし、短期間の一二年で業務を終了した。得た利益は各農事小組に分配し公益金とした。しかし当時その目的は営利にはなく政府に全力で協力していたのである。

1951年の初春、食塩銷售処を処理し、その業務は糧食局儲存の食塩と組み合わせ、毎年の保管数量は大凡17万kg前後で、業務は合契で処理され、順調に経緯し現在に至っている。

衣料品・布・食品・塩干魚・大麥餅・飼料・豆餅・玉蜀黍粉に至っては、近年来、台湾製糖の飼料以外に糧食局の委託を受け、供銷業務の進展と呼応して処理された。上述の項目は豆餅が比較的持続している以外は大部分は短期的で、大口の性質があった。請負方法は、初期の1949・50年は、政府の糧食政策実施のために糧食を把握した。大部分は穀物との交換方式で、それ以後は一般経済が安定化し、現金交換による配給販売になった⁽⁷²⁾。

4. 軍人家族用実物

1952年に創立され、政府の軍人家族実物給付と呼応してその業務を請け負った。今にいたるまで7年の歴史で補給した物資は米・石炭・油・塩などであった。毎年の補給数量は大凡30000kg前後であった⁽⁷³⁾。

おわりに

頭城鎮農会は戦前期の頭囿信用組合、戦後初期の頭城鎮合作社を受け継いで1949年より頭城鎮農会として継承されたものである。

頭城鎮農会は頭城鎮唯一の金融機関であり、農村部農会の信用、購買、販売、利用の事業、農業倉庫事業を発展させ、農業の進展に貢献していた。

戦前期より特に発展したものは政府委託事業、台湾省合作金庫・政府・頭城鎮公庫の代理業務であった。

頭城鎮は戦前戦後を通じて銀行がなく、頭囿信用組合から頭城鎮合作社、頭城鎮農会は同鎮唯一の金融機関であり、農業協同の組合組織であり、まさしく頭城鎮の経済的中心機関であった。

註

- (1) 拙稿「頭囿信用購買販売利用組合について」『現代台湾研究』第32号（2007年9月30日）及び「頭囿信用購買販売利用組合から頭城鎮合作社へ」『現代台湾研究』第39号（2011年3月）。
- (2) 『三十週年誌』（頭城鎮合作社、民国38年〈1949〉）「一、本社沿革紀要」。
- (3) 『四十週年誌』（頭城鎮農会、民国48年〈1959〉）第1章 沿革第4節 合作社時期。
- (4) 註(3)と同書第1章 第5節 農会時期。
- (5) 註(4)と同じ。
- (6) 註(4)と同じ。
- (7) 註(4)と同じ。
- (8) 註(4)と同じ。
- (9) 註(4)と同じ。
- (10) 註(3)と同書第2章 組織 第1節 会員。
- (11) 註(10)と同じ。
- (12) 註(10)と同じ。
- (13) 註(10)と同じ。
- (14) 註(3)と同書第2章 組織 第2節 機構。
- (15) 註(14)と同じ。
- (16) 註(14)と同じ。
- (17) 註(14)と同じ。
- (18) 註(14)と同じ。
- (19) 註(14)と同じ。
- (20) 註(14)と同じ。
- (21) 註(3)と同書第2章 組織 第3節 人事。
- (22) 註(21)と同じ。
- (23) 註(21)と同じ。
- (24) 註(3)と同書第4章 股金・公積金・股息 第1節 股金。
- (25) 註(24)と同じ。
- (26) 註(3)と同書第4章 第2節 公積金。
- (27) 註(3)と同書第4章 第2節 公積金。
- (28) 註(26)と同じ。
- (29) 註(3)と同書第4章 第3節 股息。
- (30) 註(29)と同じ。
- (28) 註(3)と同書第5章 業務 第1節 業務概述。
- (29) 註(3)と同書第5章 第2節 信用事業。
- (30) 註(3)と同書第5章 第2節 一 存款業務。
- (31) 註(30)と同じ。
- (32) 註(30)と同じ。
- (33) 註(3)と同書第5章 第2節 一 存款業務。
- (34) 註(33)と同じ。
- (35) 註(33)と同じ。
- (36) 註(33)と同じ。
- (37) 註(33)と同じ。
- (38) 註(3)と同書第5章 第2節 二 放款業務。

- (39) 註(38)と同じ。
- (40) 註(3)と同書第5章 第2節 三 代理業務。
- (41) 註(40)と同じ。
- (42) 註(40)と同じ。
- (43) 註(40)と同じ。
- (44) 註(40)と同じ。
- (45) 註(3)と同書第5章 第3節 供銷事業 一 供銷事業。
- (46) 註(45)と同じ。
- (47) 註(45)と同じ。
- (48) 註(45)と同じ。
- (49) 註(45)と同じ。
- (50) 註(45)と同じ。
- (51) 註(45)と同じ。
- (52) 註(45)と同じ。
- (53) 註(45)と同じ。
- (54) 註(3)と同書第5章 第3節 二 運銷事業。
- (55) 註(54)と同じ。
- (56) 註(54)と同じ。
- (57) 註(3)と同書第5章 第3節 三 利用事業。
- (58) 註(57)と同じ。
- (59) 註(57)と同じ。
- (60) 註(57)と同じ。
- (61) 註(57)と同じ。
- (62) 註(3)と同書第5章 第3節 四 農業倉庫。
- (63) 註(62)と同じ。
- (64) 註(62)と同じ。
- (65) 註(62)と同じ。
- (66) 註(62)と同じ。
- (67) 註(62)と同じ。
- (68) 註(3)と同書第5章 第3節 五 運輸事業。
- (69) 註(3)と同書第5章 第3節 六 政府委託事業。
- (70) 註(69)と同じ。
- (71) 註(69)と同じ。
- (72) 註(69)と同じ。
- (73) 註(69)と同じ。